

2018年6月30日

第30期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）  
**貸借対照表及び個別注記表**

イズミヤカード 株式会社



# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社及び関連会社株式

時価のないもの 移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は、全部資本直入法により処理し  
売却原価は移動平均法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物附属設備 3～18年  
器具及び備品 3～15年

無形固定資産 定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用  
可能期間(5年)に基づいております。

リース資産 リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の  
処分見積額を残存価額とする定額法を採用し  
ております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、  
貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別  
に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上しております。

賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えるため、当事業年度に対応する額  
を計上しております。

役員賞与引当金 役員賞与金の支払に備えるため、当事業年度に対応する額を計  
上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付  
債務に基づき計上しております。

利息返還損失引当金 将来の利息返還の請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案し  
た必要額を計上しております。

## 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等は、発生事業年度の費用として処理しております。

## 6. 会計方針の変更

### (消費税の会計処理の変更)

当社は、固定資産に係る控除対象外消費税等について、従来、繰延消費税等として、投資その他の資産の「長期前払費用」に含めて表示し、5年間で均等償却していましたが、当事業年度より発生事業年度の費用として処理する方法へと変更しております。この変更は、親会社の会計方針に合わせるために行ったものであります。この変更による損益に与える影響は軽微であります。

## 当期純損益金額

当期純損失	964,575千円
-------	-----------